

参考資料－1

公益目的事業区分と学会の事業の対応（案）（定款第4条に定める事業、学会の事業分類、内閣府資料による事業区分の関係）

		I 公益目的事業の事業区分 (公益認定等ガイドラインによる区分)																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17	18
		検査検定	資格付与	講座、セミナー、育成	体験活動等	相談、助言	調査、資料収集	技術開発、研究開発	キャンペーン、〇〇月間	展示会、〇〇ショー	博物館等の展示	施設の貸与	資金貸付、債務保証等	助成	表彰、コンクール	競技会	自主公演	主催公演	その他	
		対応する定款の事業 (斜体は定款上の新規事業)																		
II 学会の公益目的事業(案)	【1】 調査研究事業	1(1) 調査研究 1(2) 公益受託研究 1(3) 社会支援					1(1) 1(2) 1(3)													(1) 土木工学に関する調査、研究 (2) 土木工学の発展に資する国際活動 (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申
		1(4) 公益出版 1(5) 会誌発行					1(4) 1(5)													(4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行
	【2】 講演会等事業	2(1) 講習会等行事* 2(2) 学術講演会等* 2(3) 教育支援等			2(1) 2(2) 2(3)															(5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
	【3】 表彰・助成事業	3(1) 表彰 3(2) 論文集発行* 3(3) 吉田博士記念基金* 3(4) 田中博士記念基金* 3(5) 土木振興基金* 3(6) 学術振興基金* 3(7) 学術文化*												3(6) 3(7)	3(1) 3(2) 3(3) 3(4) 3(5)					(6) 土木工学に関する奨励、援助
	【4】 技術力評価事業	4(1) 技術評価 4(2) 技術者登録	4(1) 4(2)																	(7) 土木工学に関する学術、技術の評価
	【5】 資格等事業	5(1) 技術者資格制度 5(2) 継続教育		5(1) 5(2)																(8) 土木技術者の資格付与と教育
	【6】 広報・啓発事業	6(1) 土木の日等*							6(1)											(9) 土木に関する啓発及び広報活動
【7】 図書館事業	7(1) 図書館等					7(1)													(10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営・管理	

〔備考〕 対応小事業名の*印は、現在の会計処理がそのまま対応するもの。

土木学会の「受託事業」の定義(案)

土木学会の受託事業（委託契約及び請負契約による受注を含む）を公益受託事業と収益受託事業に分類し以下のとおり定義する。

1. 公益受託事業¹⁾とは、以下の項目をすべて満たすものをいう。
 - (1) 目的
学術・技術等に関する公益目的（「認定法第2条第4号 公益目的事業」に規定された23の事業²⁾のいずれかで、かつ、18の事業区分³⁾のいずれかの）事業であって、土木学会の活動目的⁴⁾に沿っていること
 - (2) 内容
土木工学及び関連する分野の調査研究であり、かつ、専門的な学識・技術・経験を要するものであり、理事会が承認した委員会等が実施するものであること
 - (3) 収支
売り上げなどの収入と事業に必要な直接経費及び一般経費（管理費）などの支出とが適正な関係であること
 - (4) 公表
調査成果が、契約上の守秘義務が科せられている場合などを除き、社会に公表されること
2. 収益受託事業とは、公益受託事業以外の受託事業をいう。（平成19年度の実績では該当するものはない）

注

- 1) 理事会の承認を得た契約事業であることを条件とする。
- 2) 「認定法第2条第4号 公益目的事業」に規定された23の事業のうち、特に関係の深い事業は、以下のとおり。
 - ① (一) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - ② (十一) 事故又は災害の防止を目的とする事業
 - ③ (十五) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - ④ (十六) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - ⑤ (十七) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - ⑥ (十九) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

3) 「公益認定等ガイドライン」の参考「公益目的事業のチェックポイントについて」に示された18の事業区分は、以下のとおり（特に関係の深い事業区分をアンダーラインで示す）。

1：検査検定

2：資格付与

3：講座、セミナー、育成

4：体験活動等

5：相談、助言

6：調査、資料収集

7：技術開発、研究開発

8：キャンペーン、〇〇月間

9：展示会、〇〇ショー

10：博物館等の展示

11：施設の貸与

12：資金貸付、債務保証等

13：助成（応募型）

14：表彰、コンクール

15：競技会

16：自主公演

17：主催公演

18：その他

4) 土木学会の活動目的は、定款第4条に示すように、以下のとおり。

(1) 土木工学に関する調査、研究

(2) 土木工学の発展に資する国際活動

(3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申

(4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行

(5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施

(6) 土木工学に関する奨励、援助

(7) 土木工学に関する学術、技術の評価

(8) 土木技術者の資格付与と教育

(9) 土木に関する啓発及び広報活動

(10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営

(11) その他目的を達成するために必要なこと。

参考資料－ 3

土木学会の「出版事業」の定義(案)

1. 土木学会の出版物を公益出版物と収益出版物とに分類し、それらを出版する事業をそれぞれ公益出版事業、収益出版事業と呼ぶ。
2. 公益出版物とは、以下の項目をすべて満たすものをいう。
 - (1) 理事会が承認した委員会等が実施する公益目的事業に関連した活動成果であること
 - (2) 上記活動成果の普及をはかることを目的として、以下のいずれかに分類されること
 - ① 委員会活動成果報告書
 - ② シンポジウム講演論文集、セミナー・講習会テキスト
 - ③ 土木学会論文集
 - ④ 土木学会誌
 - ⑤ 示方書・指針類
 - ⑥ 啓発書等
 - (3) 販路を会員に限定せず、非会員の技術者、研究者や一般の方々などに及んでいること
 - (4) 高額な執筆料などは設定していないこと
3. 収益出版物とは、公益出版物以外の出版物をいう（平成19年度の実績では該当するものはない）。

参考資料－ 4

基本財産

現 在		公益社団法人移行後	
定期預金	三菱UFJ信託銀行本店営業部他、 全3口		
土地	2,582.65 平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地	土地	2,582.65 平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地
建物	土木会館 948.64平米 図書館 986.15平米 関西支部事務所 71.92平米		